

令和2年5月14日

町内小中学校保護者 様

東彼杵町教育委員会

教育長 粒崎 秀人

通常の学校教育活動再開について（お知らせとお願い）

風薫る5月、保護者の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

町内小中学校においては、新型コロナウイルス感染症拡大予防ため5月24日までの休業延長とその間の分散登校についてお知らせをし、ご理解とご支援をいただいているところです。ご協力誠にありがとうございます。

さて、この度緊急事態宣言の解除地域となったことを受け、教育委員会、校長会、関係機関で協議した結果、感染拡大のリスクを可能な限り低減しながら子どもたちの健やかな学びを保障するという観点で、5月15日（金）より通常の学校教育活動を再開することといたしました。趣旨をご理解の上、今後ともご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、再開に当たっては、文部科学省や県から発出されている「学校再開ガイドライン」などの遵守、徹底をはじめ、各学校で手立てを進めてきております。（5月7日付け保護者様宛文書を送付済み）

つきましては、分散登校を通常登校に戻しますが、当分の間これまでの対策は下記のとおり可能な限り継続してまいります。

記

- ① 学校生活においては「3つの密」（密閉・密集・密接）を避けるため、換気、人同士の距離への配慮、咳エチケットの指導の徹底を行います。授業では、単元の入れ替えや学習形態の工夫、教室の変更や少人数での学習等も行います。給食は配膳時から食事中まで可能な限り感染リスク回避の手立てを行います。
 - ② 健康管理及び保健衛生上の管理を徹底します。毎日の検温や健康観察及びアルコール除菌消毒、人の動線のルール作り、トイレ使用の仕方、マスク着用等の指導を行います。学校に備えておくマスクも準備しています。ご家庭で準備するマスクが不足の場合は各学校にお尋ねください。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症への不安に対する相談体制を整え、差別や偏見によるいじめ等の未然防止に努める等、児童生徒の心のサポートやケアに取り組みます。
 - ④ これまでの休業の間に学習できなかった内容については、各学校・各学年に於いて年度をまたいでの補充学習や学習内容の系統性を踏まえた指導の工夫、学習時期の変更など、様々な工夫を行うことによって、児童生徒の学習の機会を確保します。
 - ⑤ 配慮を要するお子様や基礎疾患等による不安を持たれているお子様等について、気がかりなことがありましたら学校へ相談されてください。
- ※ 学校における具体的な対策については、各学校からの通知文書をご覧ください。
- ※ 学校臨時休業等の判断基準及び対応方針については、東彼杵町のガイドラインの中で、町教育委員会のホームページにて公表していますのでご覧ください。